

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

(建設工事の種類) 工事 (税込・税抜)

工事の並べ方について

*記入例1 工事経歴書記入例
(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	配置技術者		請負代金の額 うち、 (・PC ・法面処理 ・鋼橋上部)	着工年月	工期 完成又は 完成予定年月
						主任技術者の別 (該当箇所には印を記載)	主任技術者又は監理技術者			
A (個人)	元請		A邸宅地擁壁改修工事	東京都千代田区	東京一郎	レ		9,000千円	令和4年12月	令和5年1月
S (個人)	"		S邸車止め設置工事	"	愛知太郎	レ		4,500千円	令和5年3月	令和5年3月
(株)東北不動産	"		東北不動産築基礎工事	"	一宮二郎	レ		3,200千円	令和5年3月	令和5年3月
(株)関東不動産	"		東京営業所基礎工事	"	津島平一	レ		2,500千円	令和4年4月	令和4年5月
(株)北陸不動産	"		本社ビル基礎工事	"	半田五郎	レ		2,000千円	令和5年1月	令和5年2月
K (個人)	"		K邸外構工事	"	岡崎三男	レ		1,900千円	令和5年3月	令和5年3月
(株)近畿不動産	"		本社ビル外構工事	"	豊田一郎	レ		1,800千円	令和4年9月	令和4年9月
(株)中国設備	"		工場内コンクリート工事	"	名古屋三郎	レ		1,700千円	令和5年2月	令和5年3月
N (個人)	"		N邸外構工事	"	愛知太郎	レ		1,600千円	令和4年5月	令和4年6月
(株)四国不動産	"		四国不動産築基礎工事	東京都足立区	岡崎三男	レ		1,500千円	令和4年10月	令和4年11月
(株)沖縄機械	"		工場外構工事	東京都中央区	豊田一郎	レ		1,000千円	令和4年4月	令和4年5月
(株)国交建設	下請		B~Kの件数≤10件	"	岡崎三男	レ				令和4年1月
(株)国上建設	"		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ		7,000千円		
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記入終了									1. 軽微な工事について10件を超える部分は記入不要	
ページごとの元請工事高の合計額 (A~K)									ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額 (A~K)	
小計									9,000千円	30,700千円
小計									13件	うち元請工事
全ての完成工事高の合計額									9,000千円	9,000千円
合計									52件	うち元請工事
全ての完成工事高の合計額									9,000千円	50,000千円
元請工事に係る完成工事高の合計額									9,000千円	9,000千円

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② 下請工事に係る完成工事

工事経歴書

とび・土工・コンクリート

工事（税込・税抜）

工事の並べ方について

*記入例2 工事経歴書記入例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のあ らゆる都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者 の氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額 うち、 （・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月	
									元請又は下請の別
A (個人)	元請		A邸宅地擁壁改修工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	10,000千円	令和4年12月 令和5年1月	
S (個人)	レ		S邸車止め設置工事	レ	愛知太郎	レ	4,500千円	令和5年2月 令和5年3月	
(株)東北不動産	レ		東北不動産寮仮設足場工事	レ	一宮二郎	レ	3,200千円	令和5年3月 令和5年3月	
(株)関東建設	下請		豊橋川改修工事の内 堀削工事	1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記入			8,000千円	令和4年4月 令和4年5月	
(株)北陸産業	レ		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	レ	半田五郎	レ	5,500千円	令和5年1月 令和5年2月	
(株)中部塗装	レ		新宿ビル改築工事の内 揚仮設工事	レ	岡崎三男	レ	2,500千円	令和5年3月 令和5年3月	
(株)近畿組	レ		関東ビル新築工事の内 くい打工事	レ	豊田一郎	レ	2,000千円	令和4年9月 令和4年9月	
(株)中国建筑	レ		一般国道99号線道路 新設工事	レ	名古屋三郎	レ	1,900千円	令和5年2月 令和5年3月	
(株)四国道路	レ		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	レ	愛知太郎	レ	1,800千円	令和4年5月 令和4年6月	
M (個人)	元請		M邸玄関 コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ	1,700千円	令和4年10月 令和4年11月	
(株)沖繩機械	下請		S邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ	1,600千円	令和4年4月 令和4年5月	
(株)国交建設	レ		県道758号線道路側溝工事	レ	岡崎三男	レ	1,500千円	令和4年12月 令和4年12月	
(株)国土建設	レ		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	1,000千円	令和4年1月 令和4年1月	
B～C+F～Mの件数≤10件								10,000千円	10,000千円
2. 軽微な工事が10件に達したため記入不要								45,200千円	19,400千円
ページごとの完成工事高の合計額（A～M）								10,000千円	10,000千円
小 計								13 件	10,000千円
全ての完成工事高の合計額								70,000千円	25,000千円
合計								52 件	10,000千円

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事

元請工事に係る完成工事高の合計額

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

① 工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

② 工事（税込・税抜）

⑧

法面処理工事の内訳工事が
あった場合の例

* 注意事項（37～39ページ参

③ 注 文 者	元請 又は 下請 の別 ④	JV の 別	工 事 名 ⑤	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	⑥ 配 置 技 術 者 氏 名 主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者	⑦ 請 負 代 金 の 額 うち、 ・ PC ・ 鋼橋上部 ⑧	工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
東京都	元請	JV	国土小学校地滑り防止工 事	東京都 千代田区	東京一郎 レ	100,000千円 50,000千円	令和4年12月 令和5年1月
国土交通省	〃	JV	国交大学地滑り防止工事	〃	愛知太郎	60,000千円	令和4年2月 令和4年3月
(株)東北不動 産	〃		東北不動産ビル外構工事	〃	一宮二郎	3,200千円	令和4年3月 令和4年3月
(株)関東建設	下請		豊橋川改修工事の内 堀削工事	〃	津島平一 レ	(8,000) 18,000千円	令和4年4月 令和4年5月
(株)北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎 レ	7,500千円	令和5年1月 令和5年2月
(株)中部塗装	〃		東京ビル改築工事の内足 場仮設工事	〃	岡崎三男 レ	6,300千円	令和5年3月 令和5年3月
(株)近畿組	〃		関東ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎 レ	5,100千円	令和4年9月 令和4年9月
(株)中国建築	〃		一般国道99号線道路 新設工事	〃	名古屋三郎 レ	2,000千円	令和5年2月 令和5年3月
(株)四国道路	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎 レ	1,800千円	令和4年5月 令和4年6月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
小 計				9 件		193,900千円 110,000千円	令和 年 月 令和 年 月
合 計				52 件		275,000千円 110,000千円	令和 年 月 令和 年 月

⑨

⑦

9 件

①

⑤

⑤

⑥

うち 元請工事 110,000千円

163,200千円

110,000千円

193,900千円

110,000千円

275,000千円

110,000千円

52 件

⑦

⑧

233,000千円

110,000千円

110,000千円

うち 元請工事

110,000千円

233,000千円

110,000千円

110,000千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
 - 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
 - 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請け工事については「下請」と記載すること。
 - 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
 - 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
 - 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により、各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含む全ての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し、主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
 - 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該工事契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
 - 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、全ての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

〈工事経歴書の書き方〉

- * この表は、建設業法第2条別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成してください。
- * 消費税抜きで千円未満切捨てで記入してください。
- * 税抜き金額の記入の際は、税率に注意してください。
- * 工事の記入方法等は、P. 31からP. 35までの記入例等を参照してください。
- * 財務諸表の作成方法は「建設業許可申請変更の手引」を参照してください。
- * 免税業者等、税込みで変更届出書（決算）を提出している場合は、裏付資料として税抜きで作成し、経営事項審査申請時に別途提出してください。

工事の記載手順

※請負代金の額が大きい下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいいます。以下同じ）があったとしても、必ず、下記のア元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいいます。以下同じ。）から記載してください。

ア 元請工事に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入し、手順イに移ってください。元請工事の合計額の7割に達する前に、工事1件の請負代金の額が税込み500万円（建築一式工事は税込み1,500万円）未満等の軽微な工事（建設業法施行令第1条の2第1項を参照。以下「軽微な工事」といいます。）が10件となった場合、又は当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超えた場合も、その段階で手順イに移ってください。

イ アに続けて、アを除いた元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるまで、請負代金の額の大きい順に記入してください。この段階で軽微な工事をアと合わせて10件記入した場合又は全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超えた場合には、そこで記入を終了してください。

〈注意事項〉（P. 35の工事経歴書記載例 丸数字に対応）

- ① 建設業法第2条の別表による工事の種類を記入してください。
「直前3年の各事業年度における工事施工金額 様式第3号（第2条関係）」の「許可に係る建設工事の施工金額」に記載した工事種別の工事を記入してください。
- ② 「**税抜**」を○で囲んでください。***請負代金の額は、消費税抜きで記入してください。**
- ③ 契約書等に記載されている「注文者」を記入してください。
- ④ 元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記入してください。
- ⑤ 工事名は、内容が分かるように記入してください。
例 ア. 塗装工事の場合：道路維持工事（路面表示工事）
イ. 管工事の場合：Y邸新築工事（給湯設備工事）
※③「注文者」、⑤「工事名」の記載は、個人の氏名が特定されないことがないように十分留意してください（注文者「A（個人）」、工事名「A邸新築工事」）。
- ⑥ 完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により工事現場に配置された技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記入してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合は、変更前の者も含む全ての者を記入してください。

* 監理技術者等：

発注者から直接請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（複数ある場合はその総額）が税込み4,500万円以上（建築一式は税込み7,000万円以上）になる場合は、監理技術者を置かなければなりません。「公共性のある工作物に関する重要な工事」は、主任技術者及び監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならず、「営業所の専任技術者」との兼任もできません（「公共性のある工作物に関する重要な工事」以外の工事であっても、原則として営業所の専任技術者との兼任はできません）。

* 公共性のある工作物に関する重要な工事：請負金額が税込み4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事のうち、個人住宅を除いたほとんどの建設工事が対象（根拠条文：建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条）

* 配置技術者が、監理技術者資格者証の交付を受けていても、当該工事が、監理技術者の設置を要さない工事は、主任技術者の欄に「レ」点をしてください。また、JV（共同企業体）の場合は、構成員である全業者（会社）が監理技術者等を設置しなければなりませんので、配置技術者の欄は、代表業者ではない業者であっても、自社の技術者の氏名を記入してください。

* 工事現場に監理技術者を設置しなければならない工事は、特定建設業許可業者が請け負った元請工事に限ります。

* 「登録基幹技能者講習」を修了していても、これだけでは、建設業法第26条に規定された配置技術者（主任技術者及び監理技術者）及び営業所の専任技術者にはなれません（建設業法第7条第2号又は第15条第2号に該当してはなりません）。

* 直接的恒常的な雇用関係にない出向者は、原則として配置技術者（監理技術者又は主任技術者）にはなれません（平成16年3月1日付国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省のホームページ）2-4を参照）。派遣社員もなれません。

⑦ P. 31の工事の記載順や、P. 32からP. 35までの記入例等を参照し、間違えないように記入してください。

* 請負代金の額は、消費税抜きで記入してください。

* JV（共同企業体）として行った工事は、JV全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記入してください。また、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記してください。

⑧ 次ページの内訳工事業種一覧の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、（二）欄に掲げる工事があるときに、（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の金額を記入してください。

＊内訳工事業種一覧

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	P C
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

⑨ 小計の欄は、ページごとの合計額等を記入してください。

㊦ 完成工事の件数

㊧ 完成工事高

㊨ 前記⑧の内訳工事業種一覧の(二)に該当する場合、その合計額

㊩ ㊧のうち元請工事の完成工事高

㊪ ㊨のうち元請工事の完成工事高

⑩ 合計の欄は、各業種の最終ページにおいて、該当業種（1業種ごと）の合計額を記入してください。

㊦から㊩までの記入方法については、⑨を参照してください。

＊ 合計の欄の件数及び金額は、全業種分の工事経歴書に記載された全業種の総合計ではなく、業種ごとの直近1年分の総合計になります。また、業種ごと（元請・下請の区分を含みます）の金額は、決算報告（変更届）の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」及び帳票「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」（P. 20参照）の金額に一致します（一式工事に振り替える場合を除きます）。

〈海外子会社の経営実績の評価〉

建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、海外子会社の完成工事高が評価対象となりました。なお、評価に当たっては、国土交通省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定後に、許可行政庁が審査することとなります。